

仙台会場(仙台国際センター 展示レセプションホール桜)

11月1日(木)

No.	質問内容	回答者	回答内容
1	町では5年間は生活出来ない為、帰れない期間としているが、国では低線量の地域から帰るような説明をしている。	内閣府	<p>6年帰らない町の決定があると、国はどう思っているのかという質問でございます。いつ解除をするのか、解除見込時期をいつにするのかという話になってございます。</p> <p>解除見込時期を例えば6年という形に決めることによって、宅地建物あるいは精神的損害の賠償が一括で6年分出るということに結びついてくるわけでございます。</p> <p>解除の見込時期につきましては、避難指示の指示とか、あるいは解除は、原子力災害対策本部の部長が行うことございまして、その際には、国がいつ避難指示を出して、いつ避難指示を解除してということを経済的には決めることになっております。これはもちろん、先ほどご説明させて頂いた通り、いつになったら解除する段階になるのかというのは、町の皆様方、住民の皆様方としっかりとお話しをした上で決めていくものだと、先ほど申し上げた次第でございます。</p> <p>見込時期につきましては、今後の話でございますので、国としてもしっかり今後いつ解除できるのかということ、インフラの復旧の状況であるとか、あるいは今後の除染の見通しであるとか、こういう事を一つ一つしっかりと検証していき、その上で決めていくものだというふうにご覧いただけます。もちろんこれは、町の方で6年間帰れないという復興計画を出された、これは町の方で出されたということは十分に承知してございますので、それも踏まえて町と、今、しっかりと詰めている作業を進めているところでございます。</p>
2	区域見直し後も賠償を継続するとあるが、避難指示解除準備区域と居住制限区域は帰還困難区域と比較して、賠償額が低く賠償が継続されていないのではないかと。避難指示解除が、当初の見込みより短縮した場合は、賠償や支援はその時点で打ち切りなのか。	資源エネルギー庁	<p>賠償の基本的な考え方としまして、避難指示が少なくとも解除されるまでは避難が継続しているということで、賠償をするべき期間という認識です。ここでお示しさせて頂いている避難指示が例えば2年とか居住制限区域が3年というのは、当初、帰還困難区域が50mSV以上の区域で、おそらくその時点で原子力損害賠償紛争審査会というところで、50mSV以上で6年経っても帰れないだろうと。居住制限区域とか避難指示解除準備区域、これらについては、当初、標準期間で示しているくらいを目安で、仮置きをさせて頂かないと、実際に解除されたときに始めてお支払しますということでは、これはこれはとても賠償としては遅いと考えておりますので、最初に当初にお支払するには、先ずどのくらいを目安なのかというところの目安を区域で分けさせて頂くということ、実際戻って生活が出来ない、まだ線量が高いということで、解除が出されなければ、当然避難が継続しているものであり、その分は続きますし、実際の解除で、実際問題、解除後でもある一定の相当期間についても、ちゃんと生活再建が出来るような環境を加味して賠償の周期というのは決めていくと思っておりますので、今この場で見て頂いて単純に額が低いということではないと思っております。あくまでも、将来実態を見て賠償額というのは変わっていくというふうにご覧いただけます。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
3	<p>避難指示解除準備区域の3.8 μ SV/hという基準は、高いのではないか。年間20mSVではなく年間1mSVが適切ではないのか。</p>	<p>内閣府</p>	<p>放射線の健康影響がどの程度のものなのかということについて、国からの情報発信、あるいはPRというものが非常に不足しているという点は、非常に反省をしているところでございますし、批判を甘んじて受けなければならないと考えてございます。</p> <p>ただ、放射線というのは、正しく怖がる必要がある、怖がりすぎても怖がらなすぎてもいけない。国として知見をしっかりとこういう場を通じて、情報発信をしていければと考えてございます。</p> <p>国と致しましては、国内外の専門家、国際機関ICRPなどの共通の知見としましては、広島、長崎の疫学データによりますと100mSV以下の被ばくというのは、喫煙であるとか肥満であるとか、放射線以外の発ガン要因と比べても、そういうものに紛れてしまうほど、小さい物なんだというのが、国内外の一致した科学的知見でございます。これを基に致しまして、ICRPの方でも100mSVから20mSVの間で、避難指示のレベルを設定すべきという勧告もだしてございます。</p> <p>国の方ではその中で一番低い20mSVというものを避難指示のレベルとさせて頂いたわけでございます。こちらにつきましては、レベルが0だとかそういうことを申し上げるつもりはございません。もちろんある程度リスクというのは0ではないと、だから避難指示を解除する段階において、この20mSVにおいては、ある程度放射線の防護措置あるいはモニタリング等をしていながら、今後さらに線量を下げていく、あるいは生活の環境を整えていく、そのスタートラインとして適切なレベルだということで、国としては考えているわけでございます。</p> <p>1mSVというのは、よく言われるレベルでございますが、これはICRPの中でももちろん長期的にそれを目指すべきと謳っておりますし、国の法令の中でも、事故前における平時の場合でございますが、例えば原子力施設が敷地外に、どの程度の影響を及ぼすことが許されるのかということで、1mSV以下としなさいという規制があるのは事実でございます。</p> <p>あくまでも、自然放射線のレベルが例えば日本だと1.5mSVとか、世界だと2.4mSVというのがあるわけで、それを満たさないという意味から影響を1mSV以下にしろという規制がかかっているものでありまして、そういう意味からすると、この1mSVというもの、危険か安全かという人間への健康への影響というのは、実はまったく関係ない、むしろ事故前の現状に戻すというレベルとしての意味合いがあるということでございます。</p> <p>この20mSVと1mSVの間でどこで実際に帰るのかというのは、非常に重要な課題になって参ります。これについてはしっかりと政府の方から情報提供をして参りたいと思っております。例えば、自然放射線のレベルでも、5mSVを超えるようなところに非常に多くの方が住んでいる場合というものもございます。スウェーデンでは年間の放射線のレベルが6mSVを超えたとされておりまして、イタリアでは320万人以上の方が5mSV以上のところに住んで居られると、大事なものは、このような色々な情報を踏まえた上で、どのレベルであれば、健康に与える影響がどの程度なのか、あるいは安全という面と安心という面もありますので、どのレベルであれば安心なのかということ、客観的に判断していくというのが大事だと考えております。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
4	線量が高い箇所の除染は将来的にやっていくのか。空間として線量が低くとも、線量が高い場所が近くにあると不安。	環境省	現在先行本格除染を開始した他の自治体に置きまして事業にあっておりますJVの方でも、様々なデータを取得しながら除染を進めております。除染を開始する前と、開始した後で、どのくらい線量低下が行われたか、それにつきまして線量低下があまり見られない場合は、さらに徹底的に除染をする。一定の区域ごとの線量低下の目標を定めておりますけれども、その域を超えた段階で除染作業をストップするのではなくて、やれるところまで徹底的にやるというのが、私どもの方針でありまして、その作業につきまして現在進めている地区での知見を集めまして、浪江町での住宅地域での除染にあたりまして、除染を進めていきたいと考えております。
5	東京電力と国への不信感を頭に入れて説明して頂きたい。	内閣府	国に対する不信感、東電に対する不信感というのは、確かに皆様の中でなかなか抜きにくいものがあるだろうと思っておりますし、私共もその中でどのような形で、お話を申し上げていったらいいのかというところに課題があります。出来るだけこちらとしても真摯に対応させて頂きたいと考えてございます。
6	20mSVは非常にの原発に係る作業員の数値ではないのか。20mSVでは生活できない。	内閣府	20mSVを避難指示解除準備区域として今後そこをスタートとして、復旧や除染を進めていくスタートラインと申し上げたわけございまして、避難指示を解除する、戻れというふうに申し上げているわけではございません。ここからさらに線量を下げて、それで皆様が納得できる線量あるいは生活環境のところで解除をして戻っていくというプロセスでございます。そこは、政府として特定の数字をお示している訳ではございません。あくまでも安全では無く、安心の話になって参りますので、皆様方ご自身のご判断があらうかと存じます。そういうことで町としっかり協議していくということでございます。
7	家の敷地内でも局所的に線量が高い場所がある。このような場所も考慮してしっかりと航空機モニタリングをしているのか。	内閣府	個々の点を計ると非常に線量が高い所があるということで、私共もしっかりと認識しております。区分けをさせて頂きますけれども、もちろんその後で除染の作業の中で、一軒一軒お伺いをしまして、線量がどの程度かしっかりとモニタリングした上で、線量が高い所は重点的に除染をするということで対応して参りたいというふうに考えてございます。
8	東京電力あるいは国の方は、加害者意識、浪江町民の命を守る意識がない。もしあるなら私と一緒に高線量でもいいから町に帰って下さい。	内閣府	今後いつ解除ができるのかということについて、やはり帰るためには先ほども申し上げましたように、線量が下がること生活環境がしっかり整うこと、ライフラインであるとか、あるいは医者、介護施設とか、そういうものがいつ整って帰れる環境にあるのかということ、しっかりと国と町との間で突き合わせというものをやってございますので、その中でいつ帰れるのかということと一緒に考えて参りたいと思っております。
9	年間20mSVが3.8 μ SV/hになるのは誤りではないのか。	内閣府	空間線量から実際の被ばく量を推計する換算式のひとつとして、8時間を屋外、16時間を屋内で、屋内の遮蔽係数が0.4という式を使って推計するやり方がございます。それでやると3.8 μ SV/hを積算しますと年間20mSVという値になります。これはあくまでも換算式でございまして、実際の被ばく量というのは、これよりも低くなるということで、かなり保守的な換算式というふうに考えてございます。

No.	質問内容	回答者	回答内容
10	精神的損害の賠償の根拠を教えてください。	資源エネルギー庁	<p>精神的損害の10万円なんですけども、年間120万円というの精神的損害となっております、この精神的損害というのは、一応、東京電力の賠償というのは原子力損害賠償紛争審査会という法律家とか原子力の専門家が集まって、そういうところで賠償額の目安というものを定めておまして、その中で精神的損害というのは正に避難を余儀なくされたことによる皆様方のいわゆる慰謝料、心の痛みの部分と、避難に伴い生活費が増加した分とこれを合わせて月一人10万円というような解釈がなされております。これは実態としましては、色々な被害の形態、また色んな状況の方々がいるなかで、なかなかお一人おひとり、あなたはいくらというのは、これは非常に大変なことでございます。そういうことでご質問にあった10万円というのは、原子力損害賠償紛争審査会というところで、交通事故の慰謝料なりを参考には定められております。僕たち今考えておりますのは、先ほど申しました精神的な部分と増加した生活費用のところなんですけども、増加した生活費用が非常に従前よりも高いと、非常に上がってしまったという場合にはこれは何か考えなければという検討は中でしておまして、またお話を色々聞かせて頂いた上で、個別に、どうしても事故前よりも非常に上がってとてもとても10万円の中で納まらないということであれば、是非ご相談頂きたいというふうに思います。</p>
11	避難先等で事業再開した際の設備投資に対する賠償はないのか。	資源エネルギー庁	<p>資産、機械の賠償の件につきましてなんですけども、これはちゃんと資産の賠償、設備の賠償はきちりしなければいけないのですけども、正直申し上げて、準備をしております、もしばらやらせて頂くということになると思います。</p> <p>それと、あと、一つの考え方として新たな設備を買って、移転先で資産計上のような形になると、賠償という枠内に収まらないという話もありまして、例えばリースをして頂くとかそういうふうなことで実質的に機械をお持ちいただくというような賠償の支払い方というのはあろうことかと思えます。</p> <p>いずれにせよ個別にどのような形態で、今、事業をやられて設備をやられているのかというのを詳しくお話を聞かせて頂いて、しっかり資金繰りなり設備の日々の費用が賄えないというようなことが無いように、後で個別のご連絡先をお聞かせ頂いて対応させて頂きたいと思っております。</p>
12	東京電力関係の仕事を我々被災企業に優先的に回せないのか。	東京電力	<p>東京電力の仕事が特命的に発注できないかというお話かと思えます。今弊社では、経費をなるべく削減して賠償の方に回すだとか、言わば潰れた会社でございますので、一生懸命経費削減には取り組んでおります。</p> <p>ですから、今、特命で工事を発注するだとか委託するだとかそういうところは殆どないような状況でございます、簡単に言うと難しいところがございまして、個別の業務の内容を教えてくださいまして、その情報は契約方にも流させて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
13	賠償のオペレータからは、財物賠償には、外構、庭木は含まないと聞いていたが、本日の説明では含まれている。	資源エネルギー庁	<p>外構、庭木についてお答えさせて頂きます。</p> <p>固定資産税評価額を使う建物の場合でも、建築の着工統計という平均単価を使う場合でも、これは建物のみになっております。建物価値の一定割合分を定額で賠償させて頂くこととなっております、当然、外構、庭木を分けて計算するのですけども、恐らく、今、東京電力に請求書を作らせておりますけども、最終決定では無いにしろ、恐らく、外構、庭木分でおいくら、建物でおいくらという形で、お示しするときは、一緒にお示しするような形で額を提示させて頂くことになるかと思えます。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
14	災害復興予算が、被災地、被災事業に関係ないところに使われているのはなぜか。	復興庁	19兆円の復興予算の件ですが、我々も各方面から色々ご批判を受けているところでございまして、国会でも詳細な調査について求められているところで、その対応、見直しについて進めているところであります。 特に今月、仕分けが行われる予定になっておりまして、きちんと、これから精査していくということでございます。 復興庁といたしましても、各省を束ねる立場でございますので、各省の予算執行が適切であるか、財務省と共にしっかりと見直しをしていかなければと思っておりますし、いい加減に他の予算に回ることによって、被災地に予算が届かないこと、これはあってはならないことだと思っておりますので、そういう観点からも、しっかり、これからも復興庁として見直す際に進めていきたいと思っております。
15	除染の他に、家に入り込んだ豚の糞を掃除できないか。	資源エネルギー庁	いわゆる家畜とか離れ家畜とかに色々荒らされるということはあると思います。これにつきましては、基本的に財物でお支払する賠償で、その費用をみて頂きたいと思っております。しかしながら、例えば先ほど私が申し上げた、帰還困難区域は全損ですけども、居住制限なりといったところは6分のいくつという数字が入りますとご説明いたしました。この6分のいくつというのはあくまでも、こちらから勝手に推定してこれくらいの額でとご示していることから、推定した6分の2とか6分の3という価値を超えて、家畜の排泄物なんかの修復にかかるようであれば、先ほど申し上げた定額を超えた実費部分については財物価値を上限として、お支払させて頂くということにしております。
		東京電力	家屋の除染以外の清掃とかその関係でありますけども、今現在ですけども、先行して警戒区域が解除されました広野町さんとか楡葉町さんの方で、私共の方で片付けなどについて手伝わせて頂いているという活動も一部させて頂いております。これは、警戒区域が解除されて、避難指示解除準備区域という状況になりまして、そのような活動もさせて頂いておりますので、状況に合せまして、私共としましても浪江町復興当局とご相談をさせて頂きながら、東京電力としてできる限りの取組みをさせて頂きたいと考えているところであります。
16	帰りたくても帰れない場合に、土地、建物を東京電力で買い取ることは検討しているのか。 原子力損害賠償紛争審査会の方針では発災前と同程度の家を取得できることになっているが、今の賠償では出来ない。矛盾していないか。	資源エネルギー庁	買上の件がございまして、基本的には財物の賠償につきましては、資産が使えない期間に応じた、使えないことに対する損害ということで賠償させて頂くことになっておりまして、これが指針では事故後6年で資産が使えないということでありましたら市場価値を失ったということで全額を賠償させて頂くことになっております。 この観点で全額賠償を仮にした場合に、現在のところ東京電力の賠償につきましては、基本的には所有権をお持ち頂くこととなります。しかしながら、ここの土地はもう持って行けという強いご要望がありまして、全額をお支払する代わりに、所有権を頂くという形になろうかと思っております。 一方で今の時点で政府では、皆様に帰って頂くことを前提に賠償基準の仕組みを作らせて頂いている。賠償の中で少なくとも先ほど償却のお話も出ましたし、私からお話した古い家でも例えば下限値を求めるとか、先ほど申し上げた建物の価値も建ててからしばらくたつと段々と価値が減っていきますという、その価値の減り方を緩やかにするだとか、賠償の範囲内で最大限やらせて頂いているという認識でございまして。

No.	質問内容	回答者	回答内容
17	町として立ち退き料を請求することは出来ないのか。	馬場町長	<p>町民の2万1千人の方が、本当に戻りたい人、それから今仰ったように戻りたいけど戻れない、戻らないと3極に分かれています。そういう状況で色々な条件があると思いますので、そこは色々精査をしながら、個別の問題も出てくると思いますので、町として出来るものはやっていきたいと考えております。</p> <p>さっき質問の中で、国と町のズレがありますという話をしましたけども、やっぱりそこなのでズレがあるのは、やっぱり国は我々の目線に立っていない。東京電力ももちろんそうです。ほんと、何様になったつもりで目線は上で、本当にわけのわからないところです。</p> <p>国の方は良く言います原子力損害賠償紛争審査会。これの指針が出たからというのですけど、私が今言っているのは、もう1回また開くと、原子力損害賠償紛争審査会を開いて、そして今のような問題とか、あるいは精神的損害の10万円について、いわゆる交通事故の自賠責でやったわけです。入院費用が4千2百円です1日に。そして30日かけたら12万6千円です。2万6千円勿体無いから削って10万円にしたと聞いています。わかってないですよ我々の痛みというのを、だから本当に1月の24日か25日ですよ、原子力損害賠償紛争審査会が被災地の首長さんに聞きたいからって、東京に来て下さいと言われた。そしたら、何分質問時間あるのですかと聞いたら、5分と言った。馬鹿語ってんじゃねえって、5分のために新幹線で東京まで行ってられっかって。あなた達が来るのが普通でしょうと言いました。そうしたら郡山で開催したんですよ。8人の首長がいますから5分だと40分ですよ、そうではだめだと、やっぱり一町村15分位しゃべらないと駄目だから、3時間持ってくるよ、3時間やったんですよ、お互いに重複する質問はしないよという事でやったんですね。もの見事に8町村の首長さんは、本当にちゃんと自分たちの要望を分けて言ってくれました、だから3時間ですよ。ちゃんとメモして、いや、本当にメモしているんだなと思ってやって、帰ってみたら、全然我々の意見とかを反映していない。浪江町としては14項目です要求したのは、それ、全然やっていない。それを3月に2次追補ってだしたでしょ。出した追補にあれが全然反映されていない。8町村の要望を全然反映されていない。だから、何の為にやったのか、本当に馬鹿にしています。ただやればいだけなんです。ただ消化すればいいという考え方なのです。とんでも無い話ですから、ですから、今、請求権の話が出ました。これは、先ほど申し上げたように各人各様の考え方もありますので、それは町として色々精査して、そういう方々がいれば、そういう形で要求なり要望なりをして参りたいと、このように考えております。本当に国の考え方そのものは、我々の身に寄せるような形でやって頂かないと困るということを一言付け加えさせていただきます。</p>
18	本当に国の考え方そのものは、我々の身に寄せるような形でやって頂かないと困る (町長の回答より、国への質問を抜粋)	復興庁	<p>発災以来、本当に浪江町の皆様に、多大な本当に苦しい思いをさせているということ、東京電力だけでなく国が自ら行った原子力政策のもとでこういう事態を起こしたといった、国に対する責任は深く感じております。</p> <p>馬場町長が言われたこと、これまでの説明会で何度かお聞きして、そういう意味では過去色々な経緯があって、住民目線に立っていない、あるいは住民の気持ちに立って取り扱うことが出来ていないという国の取り扱いについては、本当に申し訳なく思っておりますが、そういう意味では、私は現地対策本部副本部長という立場にいますので、こうした皆さん方の声を真摯に受け止めて、国の方にこういう声があったと、本日もこういう声があったと、町長からも強いご批判があったということをしかりと国の方にお伝えをし、それで何が出来るのか、国としてできること、出来ないこと色々ありますけれども、それを真摯に伝えていくのが私の責務だと思っておりますので、引き続き皆様の叱咤を受けつつ、皆様の声を国の方に伝えていきたいというふう思っております。現場の声を大事にしたいと思っております。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
19	母が82才で仙台に避難しています。5年、6年待てません。お金はいりませんので、以前と同じ広さの家、隣近所のお友達、まとめてこっちに下さい。心も壊れそうだし、認知症にもなりそうです。	復興庁	なかなか、現実的に難しい問題があると思いますが、皆様のお気持ちは分かるつもりでおりますので、そういった想いを受けてまた、復興を進めていきたいと思っております。
20	今の時点で区域見直しをして、賠償などの金額が区域ごとに違うというのはおかしいと思っております。	資源エネルギー庁	前提として区域の見直しを行って、それから復興に向けてという形で、これに合わせて賠償についても区域見直しの考え方に沿った形で、国の施策なり賠償といったものをしっかりやらせていただきたいと思いますと思っております。
21	東京電力に対して就労について3ヶ月分を賠償してもらうため、就労状況証明書を提出しましたが、その後その他の書類をいろいろと要求されました。最初に提出した就労状況証明書をもって継続としてくれれば良いと思っておりますが、いったいどういうことでしょうか。	東京電力	今回、5期の支払いから、必要かつ合理的な範囲で的確にお支払させて頂きたいという想いがありまして、あわせて追加でいろいろな帳票を提出して頂くということになりました。大変申し訳ありませんが、ご提出をお願い申し上げます。今回、言われたことを受け止めまして、我々も精一杯、ご記入の方法などお手伝いできる範囲はできるだけお手伝いさせて頂きたいと思っておりますので、是非ともご了解頂きたいと存じます。今回、5期のほうでお願いしているものは、今現在の就労関係の現状を弊社のほうで確認させて頂きたいということをお願いしている書類でございます。ですので、是非ご協力をお願いしたいと思います。年金定期便も事務所にご連絡させていただきながら手続きをさせていただければと考えておりますので、是非ご協力のほどお願いいたします。
22	区域見直し、6年で帰町ということが町の中で意見が一致していますが、そういうことで受け止めてよろしいですか。6年帰町しないということになれば、全部の家が全損扱いということになると思っておりますがよろしいでしょうか。	内閣府	町のほうで6年帰れないというご意向があることは私どもも良く承知いたしております。解除の見込み時期については、国としても説明責任があるものですから国と町との間でしっかりと突合せの作業を行っております。この方針は大臣のほうまでしっかりと了解を取って、動かしている話でございますので、よろしくお願いたします。
23	住民説明会には、きちんと回答できる責任者を連れてきてください。町長が訴えても返ってこないというのはどういうことなのでしょうか。	復興庁	復興庁のトップは総理でございます。総理のもと、平野復興大臣が実質的にはかなり精力的に復興に取り組んでおられるということで、町長ともかなりの回数、面会して意見交換等させていただいております。町長の声が届いていないわけではなくて、我々承っております。考え方の相違は若干あって、100%確実に浪江町の話すべて我々が引き受けているわけではございませんけれども、引き続き意見交換をさせて頂きながら、できるだけご要望に応えていきたいと思っております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
24	<p>東電より個々の事情に準じて賠償をさせて頂きたいとの話がありました。しかし、東電さんはまるで事情を理解してくれていない状況です。</p> <p>東電に問い合わせると、一回目、二回目申請された人と三回目、四回目申請した人に差が付いているというのは確かだということでした。</p> <p>さらに、一回目、二回目に出していたものについて見直しを行い、今後返金を求める可能性もありますとのことでした。そのあたり、資源エネルギー庁から通達も頂いているとのことでした。そのあたりはどうなっているのでしょうか。</p>	資源エネルギー庁	<p>資源エネルギー庁から、東京電力に対して丁寧に話を聞いています。最終的に、ご請求頂いたものをお支払できるかは、今、一つひとつに関して分かりませんが、東京電力には、ちゃんとご事情を聞いた上で請求者様がご納得感を頂けるような説明を尽くした上でちゃんとお話しを進めろ、ということをお伝えしています。</p>
25	<p>東電の説明がマニュアル的なものだけになっています。各質問に対する説明が無い状態です。</p>	資源エネルギー庁	<p>コールセンターの要員を対象に、いろいろな考え方を共有するために、東京電力のほうでも数多く研修なりをやらせて頂いて、個人個人の能力・スキルの向上を図っておりますけれども、まだ至らない点があります。この点のご指摘、他にもマニュアル通りにしか話を聞かない、指針に載っていないからだめですといったことを言って、補償を切ろうというコールセンター員もいると聞いていますので、認識は持っております。しっかり今後対応させて、資質を向上させ、ちゃんとお話しできるように資源エネルギー庁からも再度強く指導いたしますので、ご理解よろしくお願いたします。</p>
26	<p>本日の交通費は請求してよろしいですか。</p>	東京電力	<p>大変申し訳ないですが、この交通費については対象外となっております。</p> <p>誠に申し訳ないですが、東京電力の回答としましても今回の旅費等については賠償できない状況でございます。申し訳ございません。</p> <p>一点だけ、せっかく東北5県の方々がお集まり頂いておりますので、東北補償相談センターの相談窓口があることをご案内させていただきます。仙台市の第一生命タワービルの一階に月曜日から土曜日まで、9時から17時の間、相談できる窓口を開設しております。コールセンターの関係は大変、申し訳なく思っております。電話番号を申し上げます。0120-993-010、遠くにお住まいの方につきましては、私どもから出向いてお話を伺うこともできます。</p>
27	<p>なぜ、東北補償相談センターの相談窓口の看板も電話番号も公表していないのですか。電話番号を聞いてもありませんの一言でした。</p>	東京電力	<p>私どもの事務所は、基本的に個人情報がたくさん集まってくる所でありまして。その関係で、私どもの所は、申し訳ないですが、看板を上げておりません。さきほど申し上げた電話番号(0120-993-010)は、コールセンターを通さずに、私の所にかかる電話番号です。コールセンターにかかる電話番号ではございません。</p> <p>電話番号を教えない者がいたということであれば、大変申し訳なく思っております。</p> <p>看板は確かにビル(仙台市の第一生命タワービル)の看板は出ていませんが、一階ですので、ビルのほうに名前は載っております。</p> <p>「東京電力相談室」ということでしっかり入口のところに名前が付いております。入口のところに名前が書いてありますが、ビルの看板は出ていませんので、確かに分かりにくいと思います。もし、場所が分からないようであれば、さきほどの電話番号にお問い合わせいただければご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>